

逗子市池子接收地返還促進市民協議会会則

(目的)

第1条 本会は、市民の総力を結集して池子接收地（池子住宅地区及び海軍補助施設）の全面返還を達成し、市民運動公園及び自然公園等の実現を図ることを目的とする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、逗子市役所内に置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 返還促進運動の検討及び推進並びに広報活動
- (2) 関係機関への返還促進運動
- (3) 資料収集及び調査
- (4) その他役員会で決定された事項

(組織)

第4条 本会は、市内の各種団体及び地域住民の代表者並びに公募による市民をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任委員 33人以内
- (4) 監 事 2人

(役員を選出)

第6条 会長は、逗子市議会議長をもって充てる。

2 副会長は、常任委員の互選により定める。

3 常任委員は、構成団体及び地域住民の代表者並びに公募による市民のうちから会長が委嘱する。

4 監事は、常任委員の中から会長が指名する。

(常任委員の任期)

第7条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、常任委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 常任委員は、再任されることができる。

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代理する。

3 常任委員は、会長、副会長を補佐し、会務を掌理する。

4 監事は、会計を監査する。

(顧問)

第9条 本会は、役員会の推せんにより顧問を置くことができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、原則年4回開くものとし、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、会長は、役員半数以上から請求があった場合は、会議を開かなければならない。

2 役員会は、役員半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 役員会の議事は、出席役員過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の職務)

第11条 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 運動方針の決定

(2) 予算の議決及び決算の認定

(3) 会則の改正

(4) その他重要事項の決定

(事務局)

第12条 本会に事務局を置き、すべての事務を処理する。

2 事務局に事務局長及び書記を置く。

3 事務局長及び書記は、会長が委嘱する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日にはじまり翌年3月31日に終る。

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和42年1月25日から施行する。

附 則

この会則は、昭和47年8月9日から施行する。

附 則

この会則は、昭和53年3月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年11月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年6月6日から施行する。

附則

この会則は、平成16年5月28日から施行する。